中央新幹線山梨県内高架橋ほか新設工事 における環境保全について (臼井阿原地内)

令和2年11月

東海旅客鉄道株式会社

目 次

	頁
第1章 本書の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
分「早 平音の似文 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
第2章 工事の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-1 本工事の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · 1
2-2 路線概要及び工事位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-3 施工手順	5
2-3-1 工事施工ヤード等の施工手順	5
2-3-2 高架橋の施工手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2-4 工事工程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 11
2-5 工事用車両の運行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 12
第3章 環境保全措置の計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · 14
3-1 環境保全措置の検討方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · 14
3-2 環境保全措置を検討した事業計画地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · 14
3-3 工事による影響を低減させるための環境保全措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 15
3-3-1 大気環境(大気質、騒音、振動)	· 15
3-3-2 水環境(水質)	· 18
3-3-3 その他の環境(日照阻害・文化財)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 20
3-3-4 景観、人と自然との触れ合いの活動の場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
3-3-5 環境への負荷 (廃棄物等、温室効果ガス) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 22
3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による	
影響を低減させるための環境保全措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 25
3-5 環境保全措置を実施していくにあたっての対応方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
第4章 事後調査及びモニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
4-1 事後調査及びモニタリングの実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
4-2 モニタリングの結果の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30

第1章 本書の概要

本書は、中央新幹線山梨県内高架橋ほか新設を実施するにあたり、「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【山梨県】平成26年8月」(以下、「評価書」という。)に基づいて工事中に実施する環境保全措置及び事後調査・モニタリングの具体的な計画について取りまとめたものである。本書は、中央新幹線山梨県内高架橋ほか新設工事のうち、中央市臼井阿原地内における高架橋工事を対象とする(以下、「本工事」という。)。その他の高架橋等工事の内容については、工事計画が深度化した段階で別途、環境保全の計画を取りまとめる。

第2章 工事の概要

2-1 本工事の概要

・工事名称 : 中央新幹線山梨県内高架橋ほか新設

·工事場所 : 山梨県中央市臼井阿原地内

・工事契約期間 : 令和2年6月17日~令和5年9月28日

・工事概要

- 構造形式 : 2 径間連続 PC 箱桁高架橋 (図 2-1 参照)

【下部工】橋脚3基(基礎杭工を含む)

【上部工】2 径間連続 PC 箱桁

- 施工延長 : 約 69m (1 径間長:約 34m)

- 構造物高さ :約16m

・工事施工ヤード面積:約7,300 m²

・作業時間** : 8 時 30 分~17 時 30 分

(前後30分程度は準備・片付けを行います。ただし、緊急対応時は時間外

に作業を行うことがあります。)

・休工日** : 目曜日、ゴールデンウイーク、お盆、年末年始

※土曜・祝日は音の小さな作業を行う。

※工事の進捗、作業の内容、運搬物の状況等により、やむを得ず時間外や休工日に作業や運搬を行うことがある。

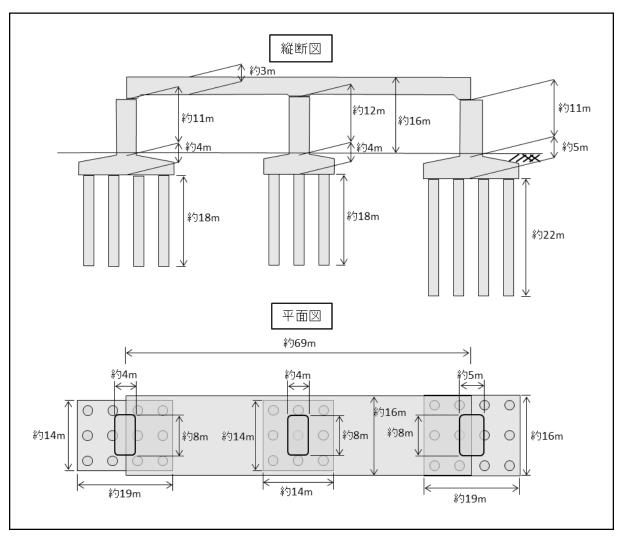


図 2-1 構造形式

2-2 路線概要及び工事位置

本工事の工事位置を図 2-2 に、中央市臼井阿原地内の現況を写真 2-1~2-2 にそれぞれ示す。なお、工事施工ヤードの形状については、変更する場合がある。

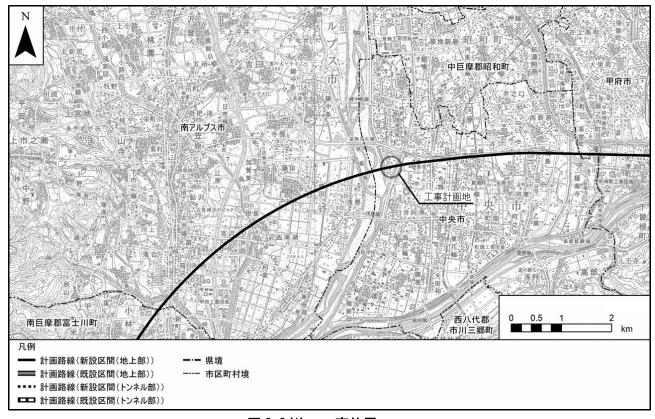
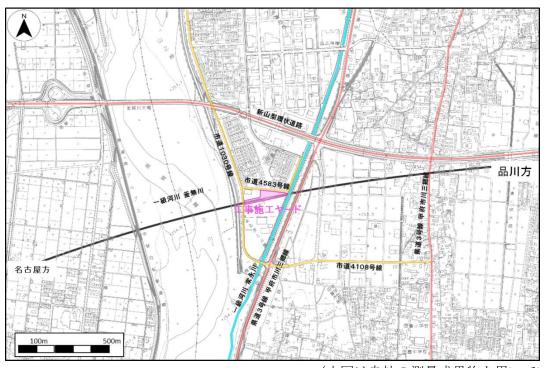
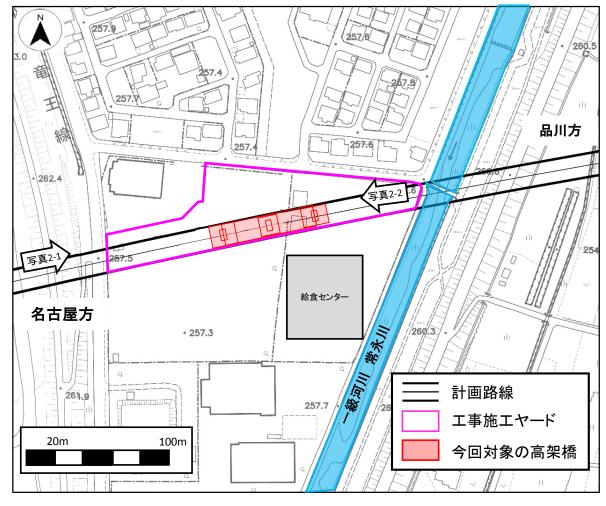


図 2-2(1) 工事位置



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 2-2(2) 工事位置



(本図範囲は中央市臼井阿原地内における本工事の範囲を表している)

(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 2-2(3) 工事位置(詳細図)



写真 2-1 工事施工ヤードの工事着手前の状況



写真 2-2 工事施工ヤードの工事着手前の状況

2-3 施工手順

本工事の施工手順は次の通りである。なお、協議結果や現地の状況、工事の進捗等により、以下に示す施工手順等が変更となる場合がある。

2-3-1 工事施工ヤード等の施工手順

工事施工ヤードの計画を図 2-3 に示す。工事施工ヤードの周囲には仮囲い、門扉等を設置し、工事施工ヤード内には鉄板を敷設し工事用車両の通行ルートを整備する。また、工事施工ヤード内の仮置スペースには掘削による発生土を仮置きする計画である。



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 2-3 工事施工ヤード計画図

2-3-2 高架橋の施工手順

本工事の主な施工手順を図 2-4~2-7 に示す。

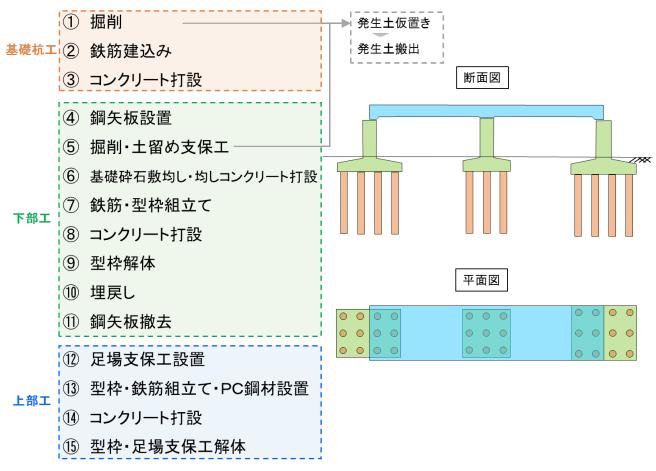
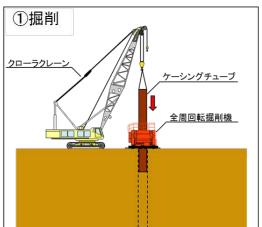


図 2-4 高架橋 (全体) 施工手順

基礎杭工

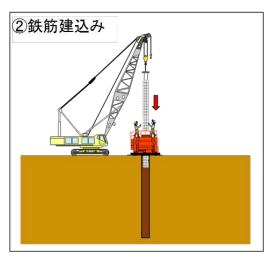
基礎杭工:掘削、鉄筋建込みを行い、コンクリートを打設する。

施エイメージ図



類似工事の写真







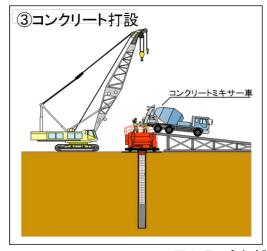


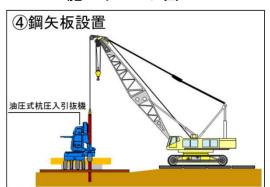


図 2-5 高架橋(基礎杭)の施工手順

下部工

下部工:鋼矢板を設置し、掘削を行う。その後、鉄筋・型枠を組立て、コンクリートを打設する。

施エイメージ図

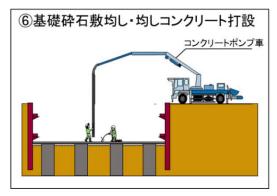


類似工事の写真

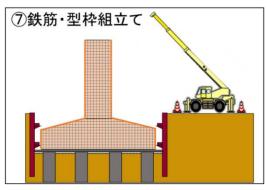


⑤掘削・土留め支保工











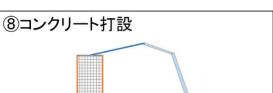
※施工手順⑦⑧⑨については、下から上に基礎部、橋脚部の手順で施工する。

図 2-6(1) 高架橋(下部工)の施工手順①

下部工

施エイメージ図

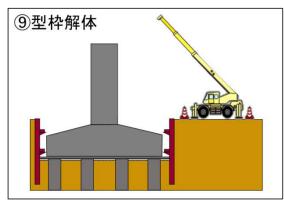




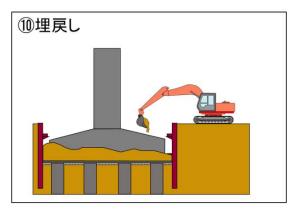
0 320

類似工事の写真

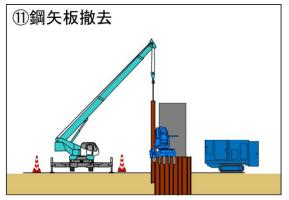














※施工手順⑦⑧⑨については、下から上に基礎部、橋脚部の手順で施工する。

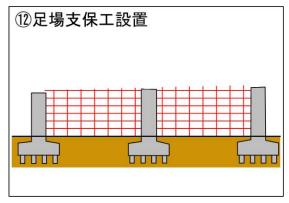
図 2-6(2) 高架橋(下部工)の施工手順②

上部工

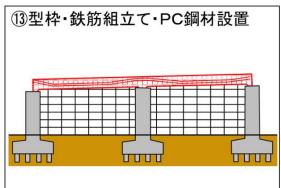
上部工:支保工を設置後、型枠・鉄筋の組立て及びコンクリートを打設し、上部工を施工する。

施エイメージ図

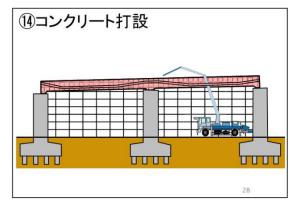
類似工事の写真













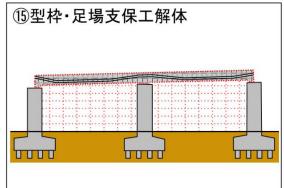




図 2-7 高架橋 (上部工) の施工手順

2-4 工事工程

工事工程を表 2-1 に示す。

表 2-1 工事工程

	2020	年度		2021	年度			2022	年度		2023	4年度
作業内容	(R2	年度)		(R3⁴	年度)		(R4年度)			(R5年度)		
	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月
ヤード整備エ			 	1 1	1 1		1 1		1 1 1 1 1	1 1		1 1
下部工 (基礎杭工含む)										1 1		
上部工				1 1	 							1 1
片付け工	1 1 1 1 1 1		1 1 1 1 1 1	1 I 1 I 1 I		1 1 1 1 1 1			1 1 1 1 1 1 1 1	1 1	1 1 1 1	

[※]工事工程は作業の進捗等により変更となる場合がある。

[※]高架橋工事完了後、付帯工の工事を実施する計画としている。

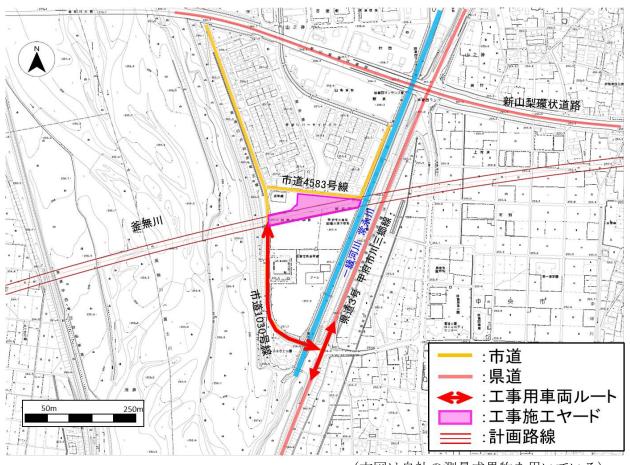
2-5 工事用車両の運行

使用する主な工事用車両は、発生土等の運搬用の 10 t ダンプトラック、コンクリートの運搬用の コンクリートミキサー車などである。工事用車両の運行経路を計画するにあたり、通学路並びに工 事施工ヤードより北側の住宅地を避ける計画とした。

工事用車両の主な運行ルートについては、図 2-8 に示すとおり、市道 1030 号線を使用し、工事施工ヤードへの入場は市道 1030 号線からの右折により行い、出場は市道 1030 号線への左折により行う計画である。

また、工事施工ヤード出入口に交通誘導員を配置し、安全かつ速やかに誘導を行う。また、作業内容を踏まえて、必要に応じて交通誘導員を追加する。

発生土の運搬先は協議中であり、公共事業等に活用頂くことを考えている。



(本図は自社の測量成果物を用いている)

※工事用車両の主な運行ルートを示しているが、現地の状況等により変更する場合がある。

図 2-8 工事用車両の主な運行ルート

工事用車両の運行計画台数を図2-9に示す。なお、運行台数は以下に示す方法で算定した。

(1) 資材の運搬に用いる車両

・ 高架橋の規模や施工手順等を考慮して、必要となる資材の数量を算出し、資材の数量を運搬 車両の能力で除して運搬車両の台数を算定した。

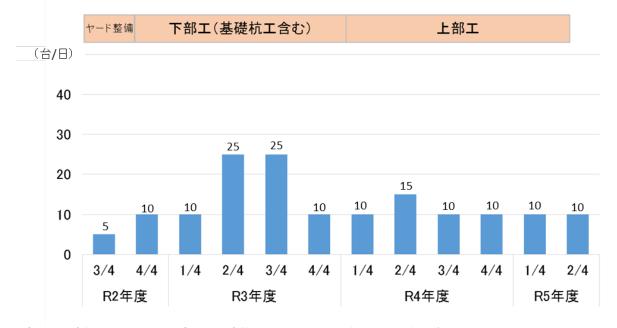
(2)機械の運搬に用いる車両

・機械の搬入、搬出等が必要となる月において必要台数を計上した。

(3) 発生土の運搬に用いる車両

・高架橋の規模や工事施工ヤード計画等から算定した発生土量を、運搬車両の能力で除して運搬車両の台数を算定した。なお、発生土の運搬先は協議中のため、発生土の運搬時期は令和3年度第2四半期から令和3年度第3四半期と仮定した。

工事用車両平均台数(1日あたり片道)



- ※令和3年度第2四半期から、令和5年度第1四半期まで、下部工及び上部工施工においてまとまった量のコンクリートを打設する必要があることから、ミキサー車が多く走る日がある(下部工:120~160台/日が令和3年度第2四半期から第3四半期の間に6回(作業時間は8:30~20:00を予定)。上部工:約135台/日が令和4年度第3四半期から令和5年度第1四半期の間に3回)
- ※令和3年度第2、3四半期は、下部工施工のほかに発生土の運搬(約0.6万m3)を想定しており、1か月の平均台数が令和3年度第2四半期、第3四半期に平均25台/日と工事用車両台数が比較的多くなる。
- ※車両運行台数が多くなる日には事前に自治体・自治会へ周知を行い、工事施工ヤード出入口に掲示する。
- ※現時点の計画であり、状況等により変更する場合がある。

図 2-9 工事用車両の運行計画台数

第3章 環境保全措置の計画

3-1 環境保全措置の検討方法

評価書で予測した結果をもとに、評価書に記載した環境保全措置について、現地の状況に合わせて図 3-1 に示す具体的検討手順により採否を検討した。なお、工事施工ヤード近辺において、重要な種等の動植物は確認されなかった。

(具体的検討手順)

工事施工ヤード、資機材の運搬に用いる車両の運行ルートの詳細な検討にあたり、 周辺の住民に及ぼす影響を考慮して検討



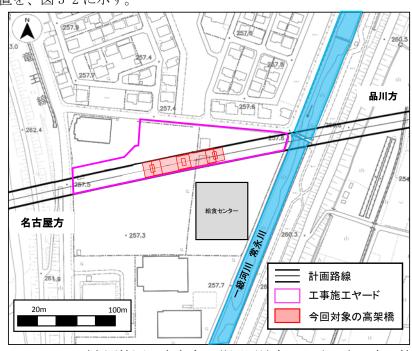
- ・建設機械、仮設設備等のハード面
- ・係員配置、教育・指導、設備のメンテナンス等のソフト面

から検討

図 3-1 環境保全措置の具体的検討手順

3-2 環境保全措置を検討した事業計画地

今回保全措置を検討した事業計画地は、高架橋の工事施工ヤードである。環境保全措置を検討した 事業計画地の位置を、図 3-2 に示す。



(本図範囲は中央市臼井阿原地内における本工事の範囲を表している)

(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 3-2 事業計画地

3-3 工事による影響を低減させるための環境保全措置

工事による影響を低減させるため、本工事において実施する環境保全措置について、工事の内容 や周辺の住居の状況等を考慮し、以下の通り計画する。

3-3-1 大気環境 (大気質、騒音、振動)

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-1 及び図 3-3 に示す。埋蔵

表 3-1 (1) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質)	排出ガス対策型建 設機械の採用	排出ガス対策型建設機械の採用 により、二酸化窒素及び浮遊粒 子状物質の発生を低減できる。	使用する建設機械は、排 出ガス対策型建設機械 (図 3-3 写真①) を使用 する計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音 振動	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の 建設機械の規格、配置及び稼働 とならないように計画すること で、影響を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、工事規模を想定して必要以上の規格、配置・稼働とならない計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、局地的な影響の発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械が、片寄った施工とならないように配置・稼働させる計画とした。
騒音 振動	低騒音・低振動型 建設機械の採用	低騒音・低振動型建設機械の採用により、工事に伴う騒音、振動の発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、低騒音型 建設機械(図 3-3 写真 ①)を使用する計画とした。
大気質 (粉じん等)	仮囲いの設置	仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できる。	工事施工ヤードでは仮囲 いを設置する計画とし た。 (図 3-3 写真②) なお、仮囲いの高さは 3.0mとする。

表 3-1 (2) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
騒音	仮囲い・防音シー ト等の設置による 遮音対策	仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで設置することで、粉じん等の拡散や騒音を低減でき、防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる(防音シートの遮音性能は、透過損失10dBとされている(ASJ CN-Model 2007))。	工事施工ヤードでは図3-3写真②のとおり仮囲いを設置する計画とした。なお、仮囲いの高さは住居等周辺環境を考慮し3.0mとした。

上記の他、工事施工ヤードでの騒音、振動について日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影 響の低減を図る。



図 3-3 工事施工ヤードにおける大気環境に関する計画の環境保全措置

工事中は、表 3-2 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-2 大気環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	建設機械の使用時における配慮	工事の実施にあたって、高 負荷運転の防止、アイドリ ングストップの推進等によ り、影響を低減できる。	工事施工ヤードで建設機械 の稼働に従事する者に対し て高負荷運転の防止及びア イドリングストップを講 習・指導する。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	建設機械の点検 及び整備による 性能維持	法令上の定めによる定期的 な点検や日々の点検及び整 備により、建設機械の性能 を維持することで、影響を 低減できる。	工事施工ヤードで使用する 建設機械は、法令上の定め による定期的な点検や日々 の点検及び整備を行い、建 設機械の性能を維持する。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	工事従事者への 講習・指導	建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、 影響の低減が見込まれる。	工事施工ヤードの工事従事者に対して、建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点負荷運転の防止、建設機械の点検について、講習・指導を実施する。
大気質(粉じん)	工事現場の清掃及び散水	工事現場の清掃及び散水を 行うことで、粉じん等の発 生を低減できる。	工事施工ヤードでは、工事 現場の清掃及び散水を行 う。

3-3-2 水環境(水質)

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-3 及び図 3-4 に示す。また、濁水処理のフローを図 3-5 に示す。

表 3-3 水環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 (水の濁り、 水の汚れ)	工事排水の適切な処理	工事により発生する濁水、アルカリ排水、自然由来の重金属等に汚染された排水、酸性化排水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令等に基づく排水基準を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理や中和等の対策をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	工事施工ヤードでは、工事 排水を処理するため、発生 水量の処理能力を備えた濁 水処理設備を設置し、処理 をしたうえで、公共用水域 (既設水路) へ排水する計 画とした。(図 3-4)

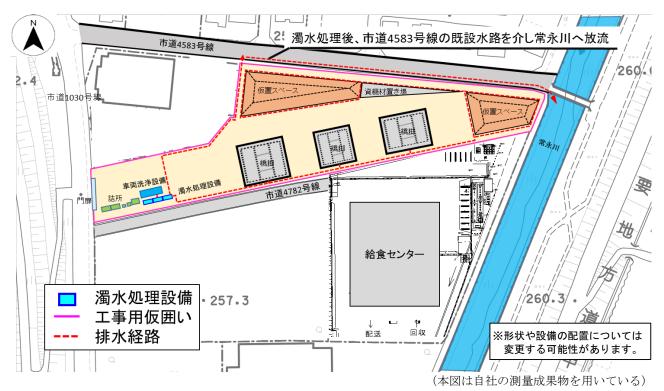
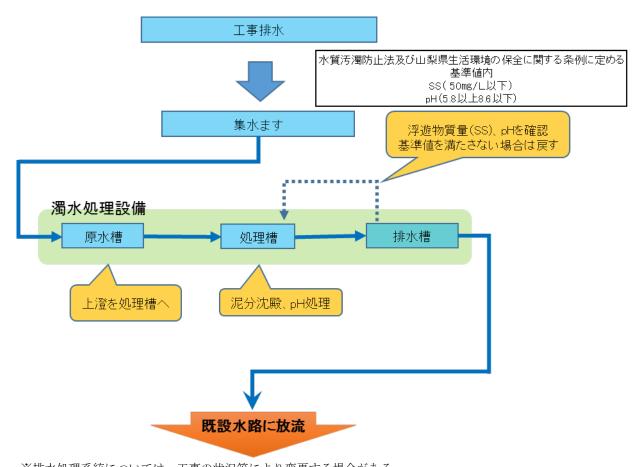


図 3-4 工事施工ヤードにおける水環境に関する計画面の環境保全措置



※排水処理系統については、工事の状況等により変更する場合がある

図 3-5 濁水処理のフロ一図

工事中は、表 3-4 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-4 水環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 (水の濁り、 水の汚れ)	工事排水の監視	工事排水の水の濁りを監視し、 処理状況を定期的に確認すること とで、水質管理を徹底すること ができる。	工事施工ヤードから の工事排水について は、定期的に水の濁 り、水の汚れを監視す る。
水質 (水の濁り、 水の汚れ)	処理装置の点検・整備 による性能維持	処理装置を設置する場合は、点 検・整備を確実に行い、性能を 維持することにより、工事排水 の処理を徹底することができ る。	工事施工ヤードに設置した濁水処理設備 の点検・整備を実施 し、工事排水の処理を 徹底する。

3-3-3 その他の環境(日照阻害、文化財)

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-5 に示す。

表 3-5 その他の環境要素に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
日照阻害	鉄道施設 (嵩上式) の構	鉄道施設(嵩上式、駅)の構造物	高架橋の設計において
	造物の形式・配置等の	の形式・配置等の工夫により、桁	径間約 34mの桁式高
	工夫	下空間の確保又は構造物高さの	架橋を採用し、桁下空
		低減を行うことで、日照阻害を回	間を確保することで日
		避又は低減できる。	照阻害の影響を低減す
			る計画とした。

工事中は、表 3-6 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-6 その他の環境要素に関する工事面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
文化財	遺跡の発見に伴う届出	法令に基づき、調査中及び工事中	工事施工ヤードにおい
		に新たに遺跡が発見されたとき	て、新たに遺跡が発見
		は、その旨を教育委員会等へ届出	された場合にはその旨
		をし、その後の取扱いについては	を教育委員会へ届出す
		関係機関と協議を行い、対処する	る。
		ことで、文化財への影響を回避又	
		は低減できる。	

3-3-4 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-7 に示す。

表 3-7 景観、人と自然との触れ合いの活動の場に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
景観	構造物の形状の配慮	構造物の形状の配慮により、周辺の自然、農村、市街地景観との調和を図り、景観等への影響を低減できる。また、景観の有識者による検討会を実施し、橋梁構造形式等の検討結果として、橋梁計画位置の配慮により景観等への影響を低減できる。	社外の有識者による景 観検討会において検討 した内容を橋脚、橋側 歩道の形状及び桁構造 に反映することで、景 観等への影響を低減す る計画とした。
人と自然との触れ合いの活動の場	鉄道施設の形状等の工 夫による近傍の風景へ の調和の配慮	鉄道施設の形状、配置の工夫による近傍の風景への調和の配慮により、快適性への影響を低減することができる。	社外の有識者による景 観検討会において検討 した内容を橋脚、橋側 歩道の形状及び桁構造 に反映することで、近 傍の風景への調和に配 慮し、快適性への影響 を低減する計画とし た。

3-3-5 環境への負荷 (廃棄物等、温室効果ガス)

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-8 に示す。

表 3-8 廃棄物、温室効果ガスに関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
廃棄物	建設汚泥の脱水処理	真空脱水(ベルトフィルタ)、遠 心脱水(スクリューデカンタ)、 加圧脱水(フィルタープレス)、 並びに加圧絞り脱水(ロールプ レス、ベルトプレス)等のプラン ト内の機械を用いて脱水する機 械式脱水処理、天日乾燥、底面脱 水、並びにトレンチ工法などの 強制乾燥や自重圧密により含水 比低下を促す自然式脱水処理 等、含水比に応じた脱水処理に より減量化を図ることで、取り 扱う副産物の量を低減できる。	濁水処理により発生する建設汚泥については、天日乾燥、底面脱水、並びにトレンチ工法などの強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理により、水と脱水ケーキに分離し、建設汚泥の減量を図る計画とする。
廃棄物	建設発生土の 再利用	建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努める等、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。	本工事で発生する発生土の一部は他事業で活用する計画とした。
温室効果ガス	低炭素型建設機械の採用	低炭素型建設機械(例えば油圧ショベルでは CO2 排出量が従来型に比べ 10%低減)の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事施工ヤードでは、現存 する低炭素型建設機械の台 数が少なく、また規格も限 定されるため、調達が困難 なもの、将来れる機械が 増産され認定される機械の 規格も増えて調達でいく。 それまでは、国土交通省を 建設機械の燃費基準を参考 に、認定された建設機械や その基準に近い燃費性能を 持つ建設機械を採用してい く計画とした。

工事中は、表 3-9 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-9 (1) 廃棄物、温室効果ガスに関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
廃棄物	発生土を有効 利用する事業 者への情報提 供	発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。また、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域等の改変を防止するための措置についても情報提供を行うことで、動植物への影響を回避・低減できる。	本工事で発生する発生土は、受入先より要請される検査を実施することにより、情報提供を徹底する計画とした。
廃棄物 温室効果ガス	副産物の分 別、再資源化	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量を低減できる。	本工事で発生する建設 副産物は場内で細かく 分別する計画とした。
温室効果ガス	高負荷運転の抑制	建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事施工ヤードの工事 従事者に対して、建設 機械の高負荷運転の防 止について、講習・指 導を実施する。
温室効果ガス	工事規模に合 わせた建設機 械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機 械の規格、配置及び稼働とならないよう に計画することで、温室効果ガスの排出 量を低減できる。	工事施工ヤードで使用 する建設機械は、必要 以上の建設機械の規 格、配置及び稼働とな らないように計画す る。
温室効果ガス	建設機械の点 検及び整備に よる性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の 点検及び整備により建設機械の性能を維持 することで、温室効果ガスの排出量を低減 できる。	工事施工ヤードで使用 する建設機械は、法令 上の定めによる定期的 な点検や日々の点検及 び整備を行い、建設機 械の性能を維持する。

表 3-9 (2) 廃棄物、温室効果ガスに関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等	
温室効果ガス	工事従事者への講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検及び整備による性能維持、資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの排出量の低減が見込まれる。	工事施工ヤードの工事従事者に対して、建設機械の高 負荷運転の防止、建設機械 の点検について、講習・指 導を実施する。	

3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮して、表 3-10 の通り計画する。

表 3-10(1) 資材及び機械の運搬による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の運行計画の 配慮	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散 化等を行うことにより、影響を低減できる。	工事施工ヤードに係る資材及 び機械の運搬に用いる車両に ついて、通学路並びに工事施 エヤード北側の住宅地を避け る運行経路とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により資材及 び機械の運搬に用いる車両 が集中しないことで、影響 を低減できる。	工事施工ヤードに係る資材 及び機械の運搬に用いる車 両について短時間に集中し て工事用車両が出ないよう にする計画とした。発生土搬 出に用いる工事用車両には GPSによる運行管理を実 施して、運行間隔を調整する 計画とした。
大気質 (粉じん等)	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の出入口、周 辺道路の清掃及 び散水、タイヤ の洗浄	資材及び機械の運搬に用いる車両の出入口、周辺道路の清掃及び散水、タイヤの洗浄を行うことで、粉じん等の発生を低減できる。	工事施工ヤードに係る資材及 び機械の運搬に用いる車両に ついて、実施する計画とし た。(図3-6写真①)
大気質 (粉じん等)	荷台への防じん シート敷設及び 散水	荷台に防じんシートを敷設 するとともに散水すること で、粉じん等の発生を低減 できる。	工事施工ヤードに係る資材及 び機械の運搬に用いる車両に ついて、積込時の発生土の状 況を踏まえ必要に応じて実施 する計画とした。(図3-6写 真②)

表 3-10(2) 資材及び機械の運搬による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	理 放による影音を低級するため 環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動 温室効果ガス	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の点検及び整 備による性能維 持	法令上の定めによる定期的 な点検や日々の点検及び整 備により、資材及び機械の 運搬に用いる車両の性能を 維持することで、影響を低 減できる。	工事施工ヤードに係る資材及 び機械の運搬に用いる車両に おいて、定期的な点検や日々 の点検及び整備を実施する計 画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	環境負荷低減を 意識した運転の 徹底	資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ。及び急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、影響を低減できる。	工事施工ヤードに係る資材及 び機械の運搬に用いる車両を 運転する者に対して、法定速 度の遵守、アイドリングスト ップ及びエコドライブを講 習・指導する計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動 温室効果ガス	工事従事者への講習・指導	車両の点検・整備、環境負荷低減を考慮した運転について、工事従事者への講習・ 指導を実施することにより、影響の低減が見込まれる。	工事施工ヤードに係る資材及 び機械の運搬に用いる車両を 運転する者に対して、車両の 点検・整備、環境負荷低減を 考慮した運転等について、講 習・指導をする計画とした。
温室効果ガス	低燃費車種の選 定、積載の効率 化、運搬計画の 合理化による運 搬距離の最適化		工事施工ヤードに係る資材 及び機械の運搬に用いる車 両について国の重量車の燃 費基準の最新の認定を受け た車種をできる限り使用す る計画とした。



タイヤ洗浄 ※類似工事の写真を掲載している。



防塵シートの敷設 ※類似工事の写真を掲載している。

図 3-6 資材及び機械の運搬による影響を低減するための環境保全措置

3-5 環境保全措置を実施していくにあたっての対応方針

- ・環境保全措置については、工事契約に盛り込み確実な実施を図る。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、現地の状況に合わせ、設置を行う。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、定期的な設置状態や稼働状態の点検を行い、不具合の ある場合には速やかに対応する。
- ・元請会社職員に対し環境影響評価書の記載内容について教育したうえで、元請会社から工事関係 者全員に対し具体的に実施する措置について教育を行い、確実な遂行を図る。
- ・実施状況について定期的に確認し、必要な場合は指導を行う。

第4章 事後調査及びモニタリング

4-1 事後調査及びモニタリングの実施計画

事後調査及びモニタリングについては、評価書及びこれに基づく「事後調査計画書(平成 26 年 11 月)」に基づいて実施する。

ただし、本計画においては事後調査が必要となる「検討結果の不確実性」「環境保全措置の効果の不確実性」が伴わないことから、事後調査は実施しない。

モニタリングについては、工事中の環境管理を適切に行うことを目的に、表 4-1 に示すとおり 実施する。

表 4-1 本工事に関するモニタリングの計画

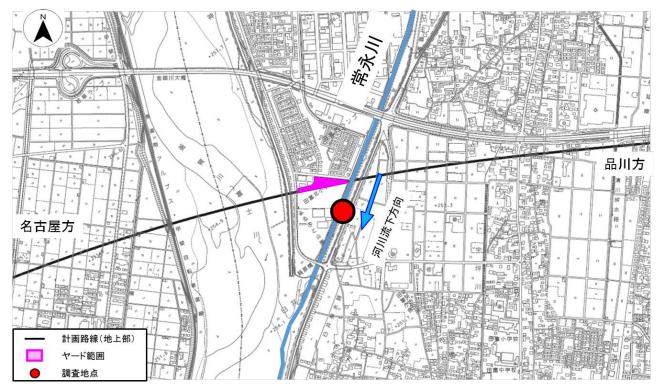
調査項目		調査地域・地点の考え方	調査期間の考え方	調査方法
水質	浮遊物質量 (SS) 水温 水素イオン濃度 (pH)	図 4-1 に示す地点 (高架橋工事の工事排水 を放流する箇所の下流地 点)	工事前に1回 工事中に1回/年 (低水期に実施) その他排水放流時 の水質については 継続的に測定	「水質汚濁に係る環境基準」 に定める測定方法
質	自然由来の重金属等 (カドミウム、六価 クロム、水銀、セレ ン、鉛、ヒ素、ふっ 素、ほう素)	図 4-1 に示す地点 (高架橋工事の工事排水 を放流する箇所の下流 地点)	工事前に1回 工事中に1回/年 (低水期に実施)	「建設工事における自然由来 重金属等含有岩石・土壌への 対応マニュアル(暫定版)」に 定める測定方法)

[※]大気質、騒音、振動のモニタリングについては地上区間の工事が最盛期となる時期に実施することとしており、具体的な調査時期は今後決定する。

[※]モニタリングとは別に、その他調査として本工事での最盛期に図 4-2 に示す地点において建設機械の稼働に伴う大気質、騒音、振動、水資源(水位又は水量、pH、電気伝導率等)の計測を行う。

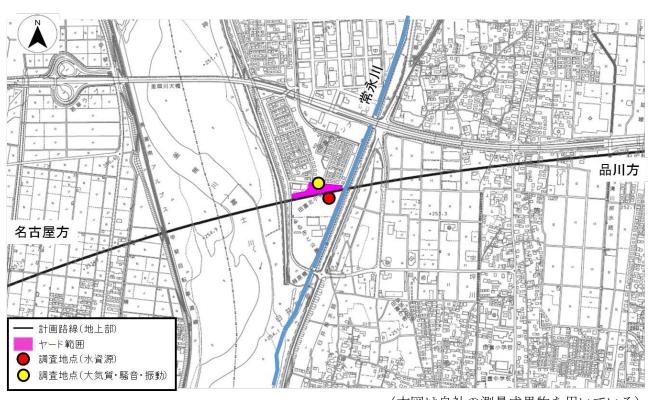
[※]工事施工ヤードでの騒音・振動について日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図る。

[※]調査項目および期間は状況により変更となる場合がある。



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 4-1 モニタリング計画地点



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 4-2 その他調査計画地点

4-2 モニタリングの結果の取扱い

- ・モニタリング、その他調査の結果については、自治体との打ち合わせにより周知方法を決定の うえ、地区にお住まいの方々に公表する。
- ・また、上記の結果や環境保全措置の実施状況については年度毎に取りまとめ、山梨県への年次報告、中間報告を行うほか、当社のホームページにおいても掲載する。
- ・結果を受け、必要な場合には、追加的な環境保全措置の実施や環境保全措置の変更を実施する。その場合、環境保全措置の追加や変更に伴い影響が及ぶ可能性のあるお住まいの方々に対し、内容を説明のうえで実施する。

